

KSC wellness フィットネスクラブ金町

KSC wellness 金町スイミングクラブ マスターズスクール

会 則

第1条 (定義)

本会則は、KSC wellness フィットネスクラブ金町並びに KSC wellness 金町スイミングクラブ マスターズスクール(以下「クラブ」もしくは「スクール」という)の会員、また入会しようとする方に適用します。

第2条 (運営)

クラブもしくはスクールの運営・管理(会員資格の取得・喪失、会費・クラブ諸費用・会則の改定等の決定を含む)は菱紙株式会社(以下「会社」という)が行います。

第3条 (目的)

クラブもしくはスクールは、スポーツを通じて会員の健康増進を図るとともに、会員相互の親睦並びに地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

第4条 (入会資格)

クラブもしくはスクールの入会資格は、次の通りとし、クラブもしくはスクールに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。

- ① 満 15 歳以上の方。(中学生は不可、但しマスターズスクールのみ中学生可)
- ② 本会則に同意いただいた方。
- ③ クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- ④ 伝染病等、他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患していない方。
- ⑤ 刺青(タトゥーを含む)をしていない方。
- ⑥ 暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物依存症者でない方。
- ⑦ 妊娠していない方。
- ⑧ 過去に会社より除籍等の通告を受けていない方。
- ⑨ その他クラブが定める会員としての条件を満たす方。

第5条 (会員の種類)

- ① クラブ会員もしくはスクール会員の種類は、別途定める通りとします。
- ② 会社は、必要に応じて会員の種類を新設あるいは廃止することができるものとします。

第6条 (入会手続)

- ① クラブもしくはスクールに入会する方は、会社所定の「入会申込書」「健康申告書」および「会則同意書」を提出しなければなりません。また、必要により医師の「健康証明書」の提出を求められることがあります。
- ② クラブもしくはスクールに入会する方は、①の入会手続を行い、会社の承認を得た上、第 13 条に基づいて会費等をお支払いいただきます。
- ③ 未成年者が会員になろうとする場合は、本人と保護者の連名で申し込み手続をとらなければなりません。この場合、保護者は自ら会員になった場合と同様に、本規約について同意したものとし、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第7条 (禁止事項)

会員は、クラブ内や近隣地域にて次の行為を行うことを禁止します。

- ① 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)や施設スタッフ、クラブ、会社を誹謗中傷すること。
- ② 許可なく館内の撮影をすること。
- ③ 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- ④ 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- ⑤ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- ⑥ 他の方の利用の妨げになる行為。
- ⑦ クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること。
- ⑧ 他の方や施設スタッフを待ち伏せたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- ⑨ 面談、電話、その他の方法でスタッフの業務妨げになる等の行為。
- ⑩ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- ⑪ 刃物、爆発物など危険物の館内への持ち込み。
- ⑫ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- ⑬ 館内での喫煙。(喫煙所は除く)
- ⑭ 館内での飲酒。
- ⑮ 館内に動物を持ち込むこと。
- ⑯ クラブ内の秩序を乱す行為。
- ⑰ その他、クラブが会員として相応しくないと認める行為。

第8条 (利用の禁止)

クラブは、次の各号に該当するときは会員の施設利用を禁止することができます。

- ① 刺青(タトゥーを含む)があることが判明した場合。
- ② 暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物依存症者であることが判明した場合。
- ③ 一時的な筋肉けいれんや意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- ④ 伝染病等、他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患したことが判明した場合。
- ⑤ 飲酒等により、酒気帯びしていることが判明した場合。
- ⑥ 医師から運動、入浴を禁じられていることが判明した場合。
- ⑦ 妊娠されていることが判明した場合。
- ⑧ クラブの会則及び諸規則に違反した場合。
- ⑨ その他、正常な施設利用ができないとクラブが判断した場合。

第9条 (除籍)

次の各号に該当する場合、会社はその会員に対して除籍することができます。

- ① 第4条の入会資格を喪失した場合。
- ② 本会則、その他会社が定める規則に違反した場合。
- ③ 第7条の禁止事項に該当した場合。
- ④ 第8条の利用の禁止に該当した場合。
- ⑤ 会社の定める会費・諸費用を滞納した場合。
(その際、滞納された会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ⑥ 会社の施設を破損、汚損、滅失した場合。
- ⑦ 他の方やスタッフに対し迷惑となる行為をした場合。
- ⑧ スタッフの指示に従わないなどの行為によりクラブ運営に支障をきたした場合。

- ⑨ 会社およびクラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した場合。
- ⑩ 入会に際して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ⑪ 会員として品位を損なうと認められる言動・行動があった場合。
- ⑫ 伝染病等、他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患した場合。
- ⑬ 排泄、排尿などの自己管理ができなくなった場合。
- ⑭ その他、会社が会員として相応しくないと認めた場合。

第10条 (会員資格の喪失)

会員は、退会、除籍、死亡および失踪宣告をうけたとき、その資格を失います。資格を喪失した場合には、第 12 条に規定する会員証およびその他クラブもしくはスクールから貸与されている物品を、速やかに返還しなければなりません。

第11条 (会員資格の譲渡禁止等)

会員資格は、他に譲渡(相続を含みます)あるいは貸与できません。

第12条 (会員証)

会社は、会員に対して会員証を交付します。尚、会員証の提示がなければ会員がクラブもしくはスクールを利用することはできません。

第13条 (会費等の支払)

会員は、会社の定める会費、事務手数料等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限、支払方法等は会社が定めるものとします。尚、一旦納入した会費等は返還しません。(会費は、会員がクラブの会員資格を有する限り、現実にクラブを利用しない場合でも支払義務が発生します。ただし、休会届けが受理された場合は除きます。)

第14条 (施設利用料)

会員は、時間外利用する場合、および別途施設利用料を定める施設を利用する場合には、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

第15条 (休会および復会)

- ① 会員は、各月の1日から 15 日(1日が休館日の場合は翌営業日、15 日が休館日の場合は前営業日)までに会社所定の「休会届」を提出することにより、翌月を休会することができます。尚、電話等口頭での休会および復会は受付いたしません。
- ② 1回の届出による休会期間は1ヶ月とし、月当たりの休会費は別途会社の定める金額とします。また、休会期間満了の翌日から自動的に復会となります。
- ③ 休会期間中であっても会社所定の「復会届」を提出することにより随時復会できます。この場合は、復会月の会費は月の途中であっても全額支払うものとします。

第16条 (退会)

会員は、各月の1日から 15 日(1日が休館日の場合は翌営業日、15 日が休館日の場合は前営業日)までに会社所定の「退会届」を提出することにより、その月末限りで退会することができます。尚、電話等口頭での退会は受付いたしません。また、期日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末付けの退会となります。(会社が「退会届」を受理しない限り、会費支払義務は発生するものとします。)

第17条 (会員種類の変更)

会員は、各月の最終営業日までに、会社所定の「変更届」を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。尚、電話等口頭での受付はいたしません。

第18条 (会員外利用者)

- ① クラブは、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下、「会員外利用者」という)にクラブの施設へ入場、利用させることができます。会員外利用者についても会員と同様に本会則を適用します。
- ② 会員外利用者は、会社が別途定める利用料を支払うものとします。

第19条 (会社の損害賠償責任免責)

- ① 施設内で発生した盗難・傷害その他事故については、会社は一切の責任を負わないものとし、会員が施設利用中、会員の責任に帰すべき人的・物的事故により会員が受けた損害に対しても、会社は一切の責任を負いません。会員外利用者についても同様とします。
- ② 会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、会社は、一切関与いたしません。

第20条 (会員の損害賠償責任)

- ① 会員は、施設利用中、自己の責任に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- ② 加害者が法人会員の場合、利用者と登録法人が連帯して責任を負うものとします。

第21条 (施設の閉鎖、利用制限)

会社は、次の場合、会社の施設の全部または一部を閉鎖、もしくは利用を制限することができます。

- ① 事故、天災等、開場が適切でない場合。
- ② 施設の修理または改装。
- ③ 定休日及び季節休館日。
- ④ 特別行事を開催する場合。
- ⑤ その他会社が運営管理上必要と認めた場合。

第22条 (診断書の提出)

持病がある場合、その内容によっては主治医の診断書提出を要請する場合があります。

第23条 (救急車搬送)

施設内で怪我あるいは病気等が発生した場合には、会社従業員の判断で救急車を要請することがあります。

第24条 (会則の改定)

- ① 会社は、本会則の改定を行うことができ、その効力は全ての会員に適用されます。また、会社は本会則に定めなき事項及び業務上必要な規則は随時、別途定めることができます。
- ② 会社は、会則等の改定を行うときは、クラブ施設内に掲示し、かつ会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

第25条 (附則)

本会則は、2015年8月1日より効力を発します。

菱紙株式会社

本 社 東京都墨田区両国二丁目10番14号

中川営業所

KSC wellness 東京都葛飾区東金町一丁目1番1号0